

共和町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (25年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 6,489	千円 5,711,654	千円 57,966	千円 844,029	% 14.8	% 15.8

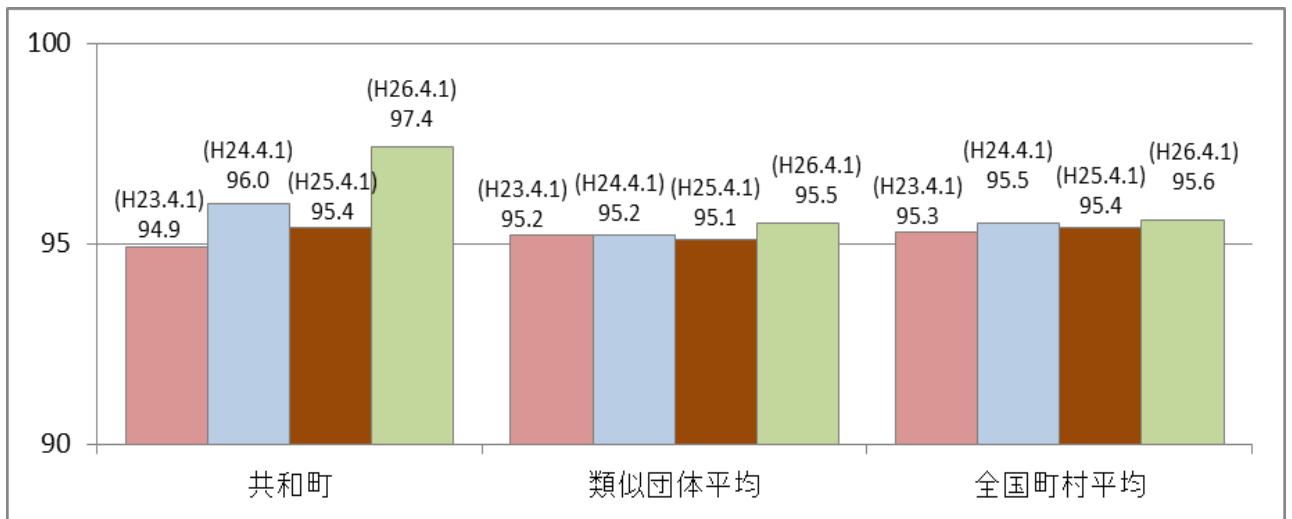
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
25年度	人 92	千円 307,630	千円 49,491	千円 110,189	千円 467,310

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,079	千円 5,528

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①年齢構成の変動による

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
共和町	42.2歳	312,261円	357,392円	337,469円
北海道	45.4歳	333,403円	400,662円	377,386円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.5歳	312,705円	356,838円	342,588円

②教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
共和町	46.6歳	344,325円	369,711円
北海道	43.1歳	360,721円	409,626円
類似団体	42.0歳	298,530円	319,716円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		共 和 町	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	170,716 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	139,258 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	278,000 円	322,700 円	368,000 円	381,550 円
	高 校 卒	円	309,600 円	351,800 円	375,400 円

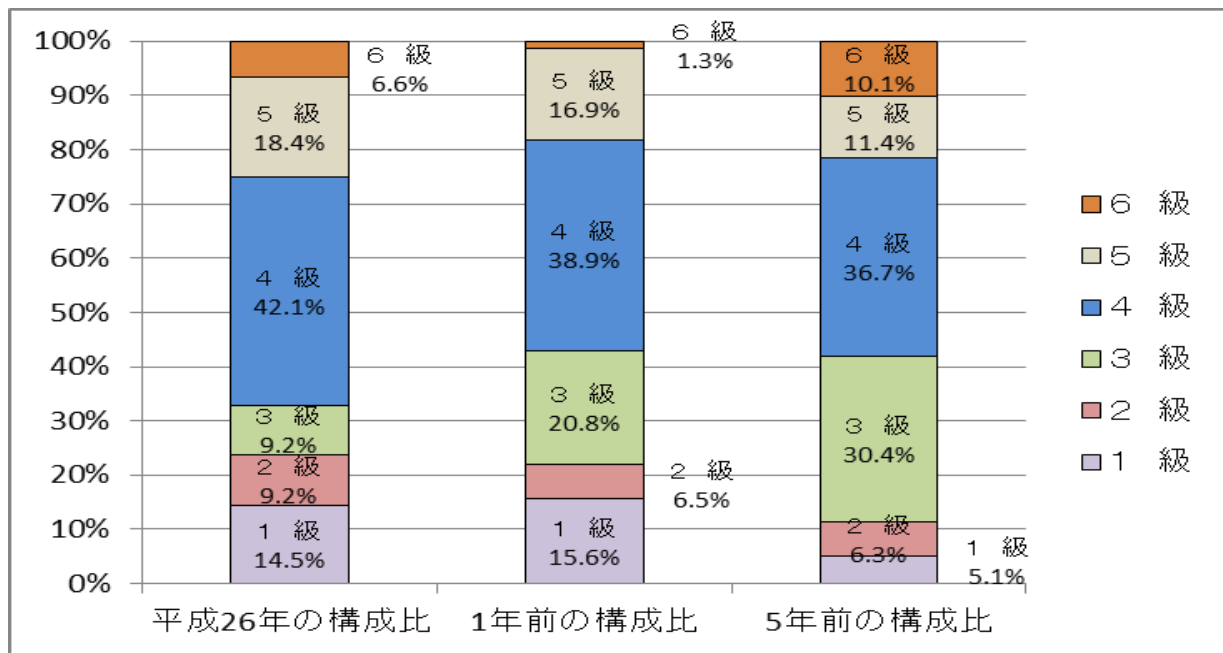
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	11 人	14.5 %	135,600 円	243,700 円
2 級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	7 人	9.2 %	185,800 円	307,800 円
3 級	係長の職務、主査の職務、主任の職務	7 人	9.2 %	222,900 円	354,700 円
4 級	困難な業務を処理する係長の職務 特に困難な業務を処理する主査の職務	32 人	42.1 %	261,900 円	388,300 円
5 級	困難な業務を処理する課長等の職務	14 人	18.4 %	289,200 円	400,600 円
6 級	重要な業務を処理する課長等の職務	5 人	6.6 %	320,600 円	422,600 円

(注) 1 共和町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評価制度を実施していない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

共和町	北海道	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,320 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,521 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-)月分 (-)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4～12%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

勤務実績の反映は行っておらず、一律支給である。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

共 和 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%）			・定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 6,927 千円 25,000 千円			（割増率2～45%）		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	20,511	千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	270	千円
支給実績（24年度決算）	23,093	千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	224	千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③満16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	—	千円 10,173	円 199,461
住居手当	①家賃が12,000円を超える借家 27,000円を限度に支給	同じ	—	千円 5,919	円 197,300
通勤手当	①自家用車利用の場合 距離区分により支給 ②交通機関を利用する場合 1ヶ月/55,000円を限度に支給 *いずれも通勤距離2km以上対象	同じ	—	千円 3,031	円 42,093

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	680,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額			
	()	()	()	870,000	円 /	363,200	円
報 酬	副 市 町 村 長	575,000	円				
	()	()	()	670,100	円 /	365,000	円
報 酬	議 長	252,000	円	364,000 円 / 220,000 円			
	()	()	()				
	副 議 長	198,000	円	285,000 円 / 168,100 円			
報 酬	()	()	()				
	議 員	167,000	円	263,000 円 / 135,800 円			
	()	()	()				
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(25年度支給割合)					
	副 市 町 村 長	3.95 月分					
期 末 手 当	議 長	(25年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	3.95 月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職期間(年)×5.126		13,942,720円		任期毎	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職期間(年)×3.234		7,438,200円		任期毎	
退 職 手 当	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

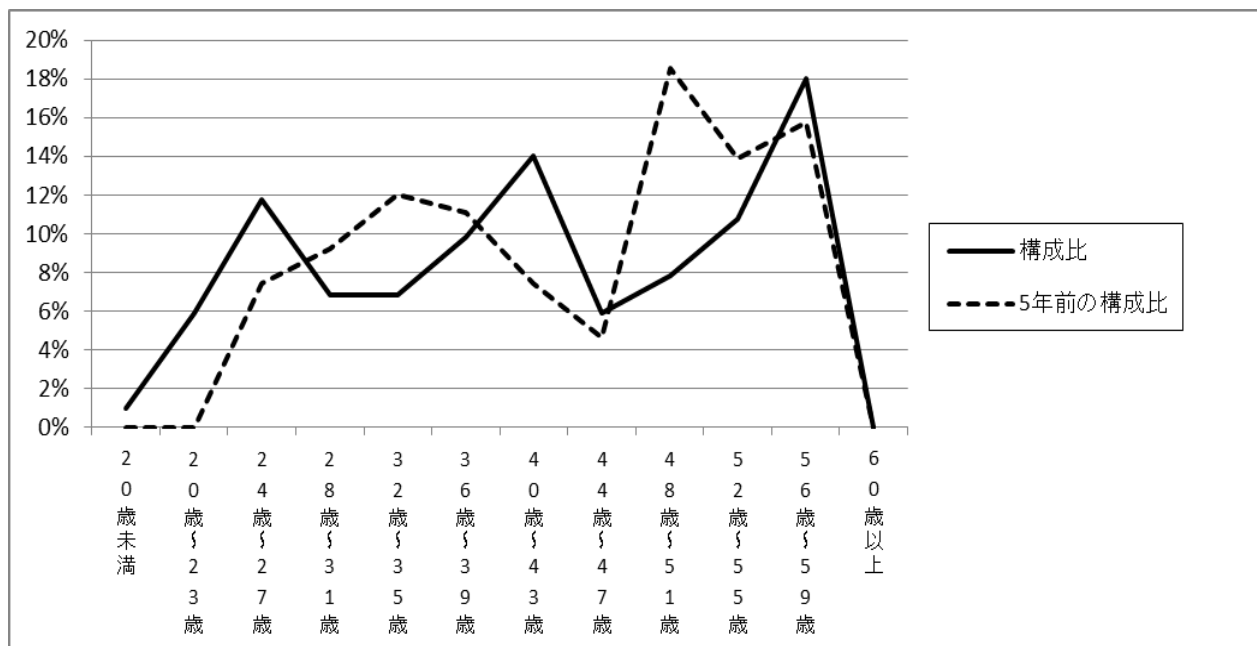
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	課 付 職 員 の 配 置 転 換 欠 員 補 充 保 育 士 の 増 員
		総 務	24	25	▲ 1	
		税 務	7	6	1	
		民 生	14	13	1	
		衛 生	5	5	0	
農 林 水 産 商 工 土 木	農 林 水 産	11	11	0		
	商 工	2	2	0		
	土 木	10	10	0		
	計	75	74	1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 115.58 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 123.64 人)	
教 育 部 門		16	17	▲ 1	欠 員 不 補 充	
小 計		91	91	0	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 140.24 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 150.99 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	4	3	1	事 務 事 業 の 見 直 し に よ る
		下 水 道	3	3	0	
		そ の 他	4	4	0	
小 計		11	10	1		
合 計			102 [152]	101 [152]	1 []	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 157.19 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	12人	7人	7人	10人	15人	6人	8人	11人	19人	0人	102人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	82	77	77	77	74	75	▲7 (8.5%)
教育	17	18	18	17	18	17	0 (0%)
普通会計計	99	95	95	94	92	92	▲7 (7.1%)
公営企業等会計計	10	10	10	10	10	11	1 (10.0%)
総合計	109	105	105	104	102	103	▲6 (5.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。